

一般社団法人 日本心理臨床学会 第34回秋季大会

資格関連委員会企画シンポジウム
「心理臨床家の養成・教育に必要なカリキュラムについて」

特別ゲスト 山下貴司 衆議院議員 講話

2015年9月19日(土) 16時～

神戸国際展示場 2号館 1階コンベンションホール北



司会（津川律子） 大変お待たせいたしました。資格関連委員会企画シンポジウムを始めさせていただきます。フロアの皆様方におかれましては、たくさんある企画の中からこのシンポジウムに足をお運びいただきまして、御礼申し上げます。私は司会を務めます津川と申します。隣にいらっしゃるのが、共同司会の田中先生です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（田中新正） どうぞよろしくお願いいたします。（会場より拍手）

司会（津川） ありがとうございます。さて、ご存じのように 9 月 9 日（水）に公認心理師法が成立いたしました。この法律の成立に大変なご尽力を賜りました衆議院議員の山下貴司先生が、お忙しい公務の合間を縫って神戸まで駆けつけてくださいました。そこで特別ゲストといたしまして、シンポジウム冒頭の約 15 分間、公認心理師法に関するご講和を山下先生から頂戴したいと存じます。ご存じのように本当に大変な中、駆けつけてくださいました。どうぞ会場の皆様方、これから呼びますので、盛大な拍手をもって迎えくだされば幸いです。

それでは山下先生、ご登壇をお願いいたします。（会場の大きな拍手）

山下貴司議員 皆さま、こんにちは。ご紹介いただきました、衆議院議員の山下貴司でございます。本日は第 34 回秋季日本心理臨床学会、ご盛会おめでとうございます。このような権威のある学会でお話をさせていただくこと、本当に光栄に思っております。もう胸がドキドキしておりまして、先生方にみていただきたいと思うところですが（笑）、本日は、先週、全会一致で成立いたしました公認心理師法、これは心理職の分野で初めての国家資格ですが、この法律について若干のご報告と、今後の見通しについてご説明させていただきたいと思っております。

私は、先ほどご紹介がありましたように、今、衆議院議員をやっております。この公認心理師法というのは、われわれ自民党の中で議員連盟ができて、その会長が河村建夫先生、そして会長代行で心療内科医でもある鴨下一郎先生、そして幹事長が今、官邸で内閣官房副長官をやっておられる加藤勝信先生、そして私が事務局長という形でやらせていただいております。この動きが超党派ということにもなって、先週、全会一致したものであります。

皆さん、昨日の夜遅く、テレビをご覧になっていたかもしれませんが、もう国会が真っ二つですよ。1 カ月ぐらい前からこんな真っ二つの状態だったんです。でも、そういう中で、この公認心理師法はこの国会で絶対に成立させなければならない、そういう国会の意志が一つになって、この法案が成立したわけです。

この資格については、皆さん、若干ご心配の向きもあるかもしれませんが。しかしこの資格は、これまで先生方、心理の専門職の皆さまがやって来られたことは、そのままお続けになっていただき、そしてその名称、これまで使っていた臨床心理士の先生であるとか、学校心理士であるとか、これらもそのまま使っていただく。そういったものはそのまま使っていただき、そしてさらにもう一つ国家資格という、もう一つの軸をつくる。そういったことが必要であろうということで作らせていただいた法律です。



私がなぜこれに関わったかという、昔、検事をやっておりまして、検事というのは犯罪捜査をやります。ですから、犯罪心理学、動機の解明などが必要です。さらに言えば、検事の仕事というのは、それで終わりではなく、被害者の心のケアもあります。犯罪者自身の心のケアもあります。非行少年であれば、なぜこういった非行を起こすようになったか、そういったことの心理も考えなければなりません。

私は、大学では全く心理学を勉強していませんでした。検事の仕事を通じて、この分野はとても大事だと思ふようになりました。罪を犯す人というのは、心の問題を抱えている人が多い。そういったことに真正面から取り組みたいと思っていたところ、先ほどお話しした河村先生、鴨

下先生、そして加藤先生からお声がかりがあつて議連に入らせていただき、これに取り組むようになったというわけです。

ただ、法律というのは、国会議員だけがつくるものだと思っておられるかもしれませんが、決してそんなことはありません。むしろ国会議員というのは、皆さまの思いを形にするだけなんです。今回、公認心理師法案というものができたその一番大きな原動力はこれです。[「心理職者に国家資格を」](#)（注：三団体会談のホームページ内 PDF への外部リンク）。これは3団体の皆さまが2011年10月に要望書として書かれたものです。この要望書をお作りになって、これで陳情活動をされた。これが出発点です。

今回の法律というのは、この要望書に書かれてある要望事項が1から5まであるわけ

で、皆さんもご覧になったことがあるかもしれませんが、それを土台にして、法律技術上、若干の変更を加えて法案を作り、皆さまのご要望を是非やらせていただきたいということで成立させたものです。

全会一致というのは、そんなに簡単なものではないんです。やはり中身がよくても、「おまえが言う法律は絶対に嫌だ」というのがあるんですね。それが例えば昨日の国会審議に如実に表れているわけですけども。私はこの「心理職者に国家資格を」という要望書を使って毎回毎回、同僚議員に、もう、見てくださいと、もうこれだけたくさん心理の専門家の方がおられます、今、自殺者が3万人になろうとしている、学校で、あるいは職場で、あるいは犯罪の現場で、本当に心の問題にまさに取り組みなければいけない。そういった方々が頑張っておられる、でも、国家資格がないんです、こんな日本でいいんですか、ということをお伝えしたんです。先生方がつくっていただいたこのリーフレットと、そしてこのリーフレットに基づいて私のところにいろいろと教えに来てくださった3団体の先生方がおられたからできたことです。

そして、この中身について、この「公認心理師」という名称は、今まで先生方が使っていた名称はそのままでよいように「公認心理師」という名前にしたんです。というのは、心理師の「師」の字を「士」にしてしまったら、こういう国家資格は類似名称を使ってはならないというものがありますので、今まで皆さんの使っておられるのは士業、「士」ですよ、私も実は弁護士ですけども、それが使えなくなってしまう。それは使っていただきたいという思いで、わざわざ「師匠」の「師」という字を使ったわけです。

そしてその上に「公認」を付けることによって、皆さま方が今使っておられる名称と紛れがなくなるので、その結果、皆さまが使っておられる名称をそのまま使っていただけるということになっています。

資格の性格は、医療、保健・福祉、教育、発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格にしております。そして、業務の内容については、心理的な支援を必要とする者とその関係者に対し、分析や支援、相談といったことを行うということ、そして国民に啓発・教育をするという業務を行う。

そして、他の専門職との連携については、業務を行うに当たっては、学校の先生や医療関係者との連携を取る。特に主治医がいる場合には、医師の指示を受けるものとなっております。これは、もともとは「施設においては」というご要望ではあったのですが、これからやはり進めていかなければいけないのは在宅医療なんですね。その在宅医療の場でも先生方に医療と連携をしながら本当にご活躍いただきたいということで、施設によって分けるということではなく、主治医の有無で分けるとしております。

そして、受験資格につきましては、ご要望の一つ加えました。ご要望では、学部・大学院で心理学を修めて大学院を修了。二つ目は、学部で心理学を修めて卒業して、数年の実務経験をするというもの。そして三つ目の資格として、主に海外の大学・大学院で学ばれた方を念頭に置いているのですが、先ほど申し上げた大学院を修了された方と同等以上の技能を持つと厚労大臣、文科大臣が認めた者。これを受験資格として認めるということにしております。



国家資格ということですので、本来であれば、これだけ実務でご活躍されている先生方にはそのまま資格をとというような声がないわけではないのですが、実は立法技術上、国家資格というのはやはり必ず試験を受けなければならないんですね。そういったことから、この法律には経過措置というものを設けておまして、現在臨床心理士、あるいは大学院を修了した、あるいは大学で心理学を学んで実務経験を、これは厚労省・文科省に決めてもらおうと思うのですが、5年以上の実務経験を有する方には、講習を受けていただいて、そして受験していただく。そういう受験資格を認めるという建て付けになっております。今、心理の専門職の皆さまにとって、この公認心理師は、ある意味、二重の資格になるかもしれません。先生方が今お持ちでご活躍いただいている資格はそのままということで、それにダブルトラックのような状態で公認心理師という国家資格が加わる。その国家資格が加わることによって、いろいろな国の仕組みにその職種を反映させやすいんですね。

例えば診療報酬の問題にも、今もある程度反映されていると思いますが、より反映でき

るのではないか。あるいは公立学校へのスクールカウンセラーも、そういった国家資格であれば、もっと直接的にできるのではないか。そして何よりも、今、大学あるいは大学院で心理学を学んでくださっている若い学生さん、あるいはこれから続く方に、一つの目標を差し上げることができるのではないか。

そうした中で、これから社会というのはますます複雑化してまいります。心理の専門家である先生方が、これからもっともっと必要なんです。そうしたことをしっかりとやっていただける若い方が増えるのではないかと、本当に期待しています。ですから、これは、先生方がこれまで積み上げてこられた実績を尊重し、その実績と信頼に基づいて国家資格を創ろうではないかということです、その点は是非、われわれの思いを汲み取っていただきたいと思います。

ちょっとよもやま話的ではありますが、この心理職の国家資格は、二十年来あるいは人によっては、たしか昭和 39 年に学会ができていて、半世紀にもわたる悲願だとおっしゃっていました。それがなかなかまとまらなかったのは、法律というのは、われわれ政治の世界では百点満点はないからです。全員に百点満点というのはないのです。しかし、何とか合格点はいただけるのではないかと。

そういった、百点ではないけれども合格点ということを目指してやってきたわけですが、本当に私が心から感謝申し上げたいのは、この 3 団体の執行部の皆さまが、これだけ真っ二つに割れた国会の中で議員の先生方を、もう、一人ずつ回っていただいたんですね。皆さん、想像に難くないと思いますけれども、国会議員というのは、心の問題を抱える人間としては最も手ごわい相手です（会場笑）。そういった方にいろいろ厳しいことを言われながらも、この国家資格について熱心に回ってくださったこの団体の執行部の先生方がおられて、そして理解がどんどん広がって行って、それが今国会で、全会一致でこういった中身のある法案というのは、私は今回、これだけだろうと思います。やはり政局が絡むとなかなかできないんですね。去年も結局、解散で廃案になってしまったんです。

それが今回できたというのは、本当に先生方のこれまでの実績と先生方の思いをしっかりと法律につなげたいという、3 団体あるいは関係者の皆さまの思いが、われわれ国会にダイレクトに伝わって、これだけ割れた国会が一つになったと思っています。

先ほど私は自民党の議連と申しましたけれども、自民党の議連は先ほど申し上げた河村建夫先生、鴨下一郎先生、加藤勝信副長官、その他、岸田文雄外務大臣であるとか、あるいは根本匠前復興大臣、その他いろいろな方が関わっています。しかし、これは超党派での支持があった、このことは、是非、皆さまに分かっていただきたい。

もうぎりぎりの折衝の段階で、例えば文部科学大臣を民主党政権時代にやられた平野博

文先生であるとか、あるいは中川正春先生、またあるいは共産党の先生も本当にご協力してくださいました。社民党の先生もそうです。維新の先生も、河野正美先生が実は心療内科医です。その先生も共同提案者になっていただきました。議員というのは、とかくテレビで見ると、分かれていると思われるかもしれませんが、この公認心理師の問題だけは一つにまとまった。そのことを是非お伝えしたいと思います。

それでちょっと、だいたい政治家がしゃべると話が長くなるのですが、最後にこれからの施行スケジュールをお伝えしたいと思います。まず先週、2015年9月9日に法案が成立しました。そして2年以内に施行するという事になっています。施行の中には、もちろん公認心理師試験というものが入っているのですが、最初の年はちょっと間に合わないかもしれないということで、2017年には法律は施行されるのですが、この年にはもしかしたら国家資格の試験は間に合わないかもしれません。

と申しますのは、この国家資格をつくるに当たって、やはり一番大事なのが、今、例えば大学・大学院で心理学を学んでおられる皆さまに恥じないようなカリキュラムをしっかりと学んでもらわなければいけないということで、臨床心理学をはじめどのようなカリキュラムにするのかということについては、これから厚生労働省や文部科学省が決めることになっています。このカリキュラム等検討会というのが、これから委員が選ばれて、カリキュラムが検討され、そして施行と同時に、そのカリキュラムを定めた政省令が制定されることになっていると思います。そして経過措置、この講習会についてどのような講習にするのかということも同時並行でやります。

そして今日、大学・大学院の関係者の皆さまがおられると思いますが、大学・大学院の関係者の皆さまに対する説明会も、これから2017年の施行前にはしっかりとさせていただきたいと思っています。そして試験機関。これは試験ですから、指定試験機関、国家試験の実施をするところをどのようにするかということも、今後半年後には決めていくことになると思います。

ですから、おそらくこれからカリキュラムをどうするかという問題もあるので、最初の試験は2018年なのかなとは思っておりますけれども、おのずとカリキュラムが決まり次第、どのような準備をする必要があるのかということではできてくると思います。

そして繰り返し申し上げますけれども、これは先生方のこれまでの実績とご尽力に立脚した資格ですから、その先生方がこれまでご活躍いただいている業務については、これまでどおり続けて、そしてわれわれ議員も含め国民の心の問題に取り組んでいただきたいと思っています。

以上、駆け足でご報告を申し上げますけれども、本当に先生方のこれまでのご尽力、

そしてこの法案成立に至るまでのご協力に心から感謝を申し上げて、私、山下貴司のご報告とさせていただきたいと思います。本来であれば国会議員を挙げて来るべきところ、私一人で申し訳ないのですけれども、是非心は一つということで、ご容赦いただきたいと思います。本日は誠にめでたうございました。ありがとうございました。（満場の拍手）

司会（津川） 山下先生、ありがとうございました。改めて盛大な拍手をお願い申し上げます。（満場の拍手）

